

令和 7 年度 神戸市指導監査基準【栄養・衛生】

(保育所及び幼保連携型認定こども園)

着 眼 点		最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。
根拠法令等		着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。
指導監査基準		着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。
区 分		不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。
【C】	是正の報告を要する事項 (重要事項)	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。
【B】	改善の報告を要する事項	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。
【A】	指導・助言する事項	・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) ※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く。)

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、国通知等（保育所、幼保連携型認定こども園 栄養・衛生編）

省 略 標 記	正 式 名 称	公布年月日等
社会福祉法	社会福祉法	法律第45号
児童福祉法	児童福祉法	法律第164号
児童福祉法施行令	児童福祉法施行令	政令第74号
児童福祉法施行規則	児童福祉法施行規則	厚生省令第11号
児童設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生省令第63号
保育所等設備運営条例	神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準を定める条例	神戸市条例第75号
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法	法律第65号
子ども・子育て支援法施行規則	子ども・子育て支援法施行規則	内閣府令第44号
特定教育・保育施設等運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	内閣府令第39号
特定教育・保育施設等運営基準条例	神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	神戸市条例第21号
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法律第77号
認定こども園法施行令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令	平成26年政令第203号
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号
認定こども園法設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	内閣府・文科省・厚労省告示第2号
幼保連携型認定こども園設備運営基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号
幼保連携型認定こども園設備運営基準条例	神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	神戸市条例第19号
保育所保育指針	保育所保育指針	厚生労働省告示第117号
教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	内閣府・文科省・厚労省告示第1号
健康増進法	健康増進法	法律第103号

根拠法令、国通知等（保育所、幼保連携型認定こども園 栄養・衛生編）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日等
健康増進法施行規則	健康増進法施行規則	厚労省令第86号	平成15年4月30日
食育基本法	食育基本法	法律第63号	平成17年6月17日
食品衛生法	食品衛生法	法律第233号	昭和22年12月24日
水道法	水道法	法律第177号	昭和32年6月15日
水道法施行令	水道法施行令	政令第336号	昭和32年12月12日
水道法施行規則	水道法施行規則	厚生省令第45号	昭和32年12月14日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	労働省令第32号	昭和47年9月30日

社福施設指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号	平成13年7月23日
児福行政指導監査実施通知	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号	平成12年4月25日
特定教育・保育施設等指導監査通知	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について	府子本第390号 27文科初第1135号 雇児発1207第2号	平成27年12月7日
幼保連携型認定こども園指導監査通知	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について	府子本第373号 27文科初第1136号 雇児発1207第1号	平成27年12月7日
幼保連携型運用取扱通知	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）	府政強制第1104号 26文科初第891号 雇児発1128第2号	平成26年11月28日
栄養摂取量基準通知	食事による栄養摂取量の基準	厚生労働省告示第199号	平成27年3月31日
特給施設栄養管理通知	特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について	健が発0329第3号	平成25年3月29日
神戸市食育推進計画	神戸市食育推進計画（第4次）	（神戸市）	令和3年9月
第4次食育計画通知（児福）	「第4次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について	子母発0401第2号	令和3年4月1日
第4次食育計画通知（保育所）	「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について	子保発0401第2号	令和3年4月1日
保育所食育取組推進通知	保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について	雇児保発第0329001号	平成16年3月29日

根拠法令、国通知等（保育所、幼保連携型認定こども園 栄養・衛生編）

省 略 標 記	正 式 名 称	公布年月日等
保育所食事提供ガイドライン	「保育所における食事の提供ガイドライン」について	雇児保発第0330第1号 平成24年3月30日
児福施設食事提供通知	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	雇児発0331第1号 障発0331第16号 平成27年3月31日
児福施設食事計画通知	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	雇児母発0331第1号 平成27年3月31日
児福施設食事提供ガイド	児童福祉施設における食事の提供ガイド	平成22年3月31日
保育所アレルギー対応ガイドライン	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について	雇児保発0317第1号 平成23年3月17日
アレルギー対応の手引き	神戸市教育・保育施設等におけるアレルギー対応の手引き	神戸市こども家庭局 平成28年3月
大量調理マニュアル	大規模食中毒対策等について（別添・大量調理施設衛生管理マニュアル）	衛食第85号 平成9年3月24日
社福施設衛生管理通知	社会福祉施設における衛生管理について	社援施第65号 平成9年3月31日
社福衛生管理通知QA	社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連盟通知）等に関するQ&Aについて	厚労省事務連絡 令和2年4月27日
中小規模施設衛生管理徹底通知	中小規模調理施設における衛生管理の徹底について	衛食第201号 平成9年6月30日
児福施設等衛生強化通知	児童福祉施設等における衛生管理の強化について	児発第669号 昭和39年8月1日
児福施設等衛生管理及び食中毒発生予防通知	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	児企第16号 平成9年6月30日
児福施設等衛生管理通知	児童福祉施設等における衛生管理等について	雇児発第0120001号 障発第0120005号 平成16年1月20日
中小規模児福衛生管理通知	中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について	子総発0831第1号 子保発0831第1号 子家発0831第1号 子子発0831第2号 子母発0831第2号 障障発0831第1号 令和4年8月31日
社福施設等食品の安全確保通知	社会福祉施設等における食品の安全確保等について	雇児総発第0307001号 社援基発第0307001号 障企発第0307001号 老計発第0307001号 平成20年3月7日
社福施設保存食の保存期間等通知	社会福祉施設における保存食の保存期間等について	社援施第117号 平成8年7月25日
食品衛生法等集団給食取扱通知	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて	薬生食監発0805第3号 令和2年8月5日
神戸市食衛法取扱要綱	神戸市食品衛生法施行に関する取扱い要綱	（神戸市健康局長決定） 令和3年5月27日

根拠法令、国通知等（保育所、幼保連携型認定こども園 栄養・衛生編）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日等
社福施設等レジオネラ対策徹底通知	社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について （別添・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針）	社援基第0725001号 厚労省告示第264号	平成15年7月25日
社福施設等レジオネラ対策徹底通知（子ども）	社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について （別添・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針）	厚労省事務連絡	平成30年8月6日
社福、介保施設等ノロ防止策徹底通知	社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について	雇児総発第1226001号 社援基発第1226001号 障企発第1226001号 老計発第1226001号	平成19年12月26日
ノロ食中毒対策通知	ノロウイルス食中毒対策について （別添）ノロウイルス食中毒対策について（提言）	食安発第1012001号	平成19年10月12日
保育所感染症ガイドライン	「保育所における感染症対策ガイドライン」について	雇児保発第0817第2号	平成21年8月17日
感染症予防対策マニュアル	神戸市教育・保育施設等における感染症予防対策マニュアル	神戸市こども家庭局	平成29年6月
社福等感染症発生時報告通知	社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について	健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号	平成17年2月22日
社福施設飲用井戸・受水槽衛生確保通知	社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について	社援施第116号	平成8年7月19日
神戸市受水槽管理指導要綱	神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱	市長決定	平成11年4月11日
社福施設等地震防災応急計画作成通知	社会福祉施設等における地震防災応急計画の作成について	社施第5号	昭和55年1月16日
災害発生時の社福施設等被災状況通知	災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について	子発0415第4号 社援発0415第5号 障発0415第1号 老発0415第5号	令和3年4月15日
社福施設等ライフライン点検通知	社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について	厚労省事務連絡 子ども家庭局子育て支援課 社・援局福祉基盤課 社・援局障害保福部障害福祉課 老健局総務課	平成30年10月19日
児福施設業務継続ガイドライン	児童福祉施設における業務継続ガイドライン	厚労省	令和4年3月31日
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	府子本第192号 27文科初第1789号 雇児保発0331第3号	平成28年3月31日
神戸市地域防災計画共通編	神戸市地域防災計画 共通編	神戸市防災会議・神戸市	令和6年3月

根拠法令、国通知等（保育所、幼保連携型認定こども園 栄養・衛生編）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日等
保育所調理業務委託通知	保育所における調理業務の委託について	児発第86号	平成10年2月18日
幼保連携型食事の外部搬入等通知	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について	府子本第448号 27 文科初第1183号 雇児発第0118第3号	平成28年1月18日

I 食事提供

- 1 調理業務 … p. 1
- 2 対象者の心身の状況・嗜好に応じた適切な栄養量及び内容 … p. 2
- 3 献立作成 … p. 2
- 4 適時の食事 … p. 3
- 5 食育の推進 … p. 3
- 6 食事内容の検討（給食会議の開催） … p. 3

II 非常時（食中毒・感染症、災害）の対応

… p. 4

III 衛生管理

… p. 4

IV 記録の整備

… p. 6

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
I 食事提供				
1 調理業務				
(1) 調理室	提供する食事は、当該施設内で調理しているか。 (当該施設の調理室を兼ねる他の社会福祉施設において調理する方法を含む。) (満3歳以上児に対する食事の提供においては、調理しないことができる) (幼保連携型認定こども園においては、園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合は調理室を備えないことができる。)	児童設備運営基準第11条第1項 幼保連携型認定こども園設備運営基準第7条第1項・第3項及び第4項並びに第13条第1項 幼保連携型運用取扱通知4(2) 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅰ・Ⅱ 保育所等設備運営条例第4条第1項 幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第5条第2項	当該施設内で調理をしていないので、改善すること。	B
(2) 食事の外部搬入	【施設外調理・外部搬入を行う場合】 施設外調理・外部搬入を行うにあたって、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たす体制が整っているか。 ☐ 加熱、保存等の調理機能の有無 ☐ 食事の温度管理 ☐ 施設、保健所等の栄養士又は管理栄養士による栄養面等の指導	児童設備運営基準第32条の2 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅳ1	衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たす体制に不適切な点があるので、改善すること。	B
	【施設外調理・外部搬入を行う場合】 受託内容について、保育所給食の趣旨を十分に認識し、適切に遂行できているか。 ☐ 施設自ら行うべき業務 ☐ 受託者の要件を満たしているか ☐ 受託内容を明確にした契約書の有無	児童設備運営基準第32条の2第1項 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅰ～Ⅳ	調理受託内容及び実際の業務内容に、不適切な点があるので、改善すること。 調理受託内容及び実際の業務内容に、不十分な点があるので、改めること。	B A
(3) 調理業務の委託	【調理業務を委託する施設のみ】 施設の最終的責任の下で、食事の提供に関する業務委託を行い、食事サービスの質が確保されているか。 原則として、施設内の調理室を使用して調理しているか。	保育所調理業務委託通知2 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅰ～Ⅲ	食事の質を確保していないので、是正すること。 施設内の調理室を使用して調理をしていないので、改善すること。	B
	【調理業務を委託する施設のみ】 調理業務について、適切に委託契約しているか。 ☐ 施設自ら行うべき業務 ☐ 施設、保健所等の栄養士又は管理栄養士による栄養面等の指導 ☐ 受託者の要件を満たしているか ☐ 受託内容を明確にした契約書の有無	保育所調理業務委託通知1～6 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅲ	調理業務の委託契約書の内容及び実際の業務内容に、不適切な点があるので、改善すること。 調理業務の委託契約書の内容及び実際の業務内容に、不十分な点があるので、改めること。	B A
(4) 食事提供の中止	施設の都合や保護者の同意が得られないまま食事提供を中止したり、弁当持参を強要していないか。 (保護者の希望や行事としての「弁当日」などで保護者同意に基づき実施される場合を除く。)	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 児童設備運営基準第11条第1項 保育所食事提供ガイドライン第3章1(3)③ア 幼保連携型運用取扱通知4(2)	施設の都合による弁当持参日が著しく多いので、改善すること。	B

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
2 対象者の心身の状況・嗜好に応じた適切な栄養量及び内容				
(1) 施設基準	対象者の心身の状況に応じ、 施設基準（給与栄養目標量）を設定しているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 児童設備運営基準第11条第2項及び第3項 児福施設食事提供通知1(1) 児福施設食事計画通知1.2(1)～(4) 児福行政指導監査実施通知別紙Ⅰ-2(1)-第1-1-(3)7 健康増進法施行規則第9条第1項	施設基準（給与栄養目標量）の設定に不適切な点があるので、改善すること。	B
			施設基準（給与栄養目標量）の設定に不十分な点があるので、改めること。	A
	【施設基準として給与食品量を設定している場合】 施設基準（給与食品目標量；食品構成）を設定しているか。		施設基準（給与食品目標量；食品構成）の設定に不十分な点があるので、改めること。	A
(2) 栄養評価	栄養評価を行っているか。 ☐ 身体状況・栄養状態・生活習慣等の把握 ☐ 乳幼児身長体重曲線による肥満度判定	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 児童設備運営基準第11条第2項及び第3項 児福施設食事提供通知1(3) 児福施設食事計画通知1(4), 2(2), 3(1) 健康増進法施行規則第9条第1項	個人の状況に適した栄養評価について、不適切な点があるので、改善すること。	B
			個人の状況に適した栄養評価について、不十分な点があるので、改めること。	A
3 献立作成				
(1) 献立作成	献立を作成しているか。 ☐ 献立に基づいた食事提供 ☐ 必要な項目（献立名、食品名、一人当たりの可食量） ☐ 献立の記録 ☐ 簡易な食事提供の有無	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 児童設備運営基準第11条第4項 児福施設食事提供通知2(3) 児福施設食事計画通知2(5)(6) 健康増進法施行規則第9条第2項	あらかじめ献立を作成していないので、是正すること。	C
			献立の内容に不適切な点があるので、改善すること。	B
			献立の内容に不十分な点があるので、改めること。	A
(2) 給与栄養量	施設基準〔給与栄養目標量(又は給与食品目標量)に基づいた栄養量・食品量を給与しているか。〕	幼保連携型施設認定こども園設備運営基準第13条第1項 児童設備運営基準第11条第2項 児福施設食事計画通知2(5) 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1-1-(3)7 社福施設指導監督徹底通知5(4)ウ 健康増進法施行規則第9条第1項	給与栄養量（又は給与食品量）を確認していないので、是正すること。	C
			給与栄養量（又は給与食品量）に不適切な点があるので、改善すること。	B
			給与栄養量（又は給与食品量）に不十分な点があるので、改めること。	A
(3) 食事に係る健康と安全の向上	子どもの健康と安全の向上のため、咀嚼・嚥下機能や食物アレルギー等に配慮した食事提供を行っているか。 ☐ 誤嚥等による窒息リスクの除去 ☐ 発育・発達状況に応じた食事提供（離乳期、嚥下状態、食物アレルギー、体調不良に配慮した形態） ☐ 誤食等の発生予防体制整備	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 児童設備運営基準第11条第3項 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②、第3章2(2)ウ 児福行政指導監査実施通知別紙1-2(1)第1-1(3)ウ、別紙1-2(2)第1〔保育所〕(5)ウ、別紙1-2(2)第2〔共通事項〕(5) 児福施設食事提供通知1(6) 児福施設食事計画通知2(6) 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1(1)①ウ・オ	子どもの健康と安全に資するための食事提供に不適切な点があるので、改善すること。	B
			子どもの健康と安全に資するための食事提供に不十分な点があるので、改めること。	A

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(4) 喫食状況の把握	対象者の嗜好や残食の状況を把握し、献立に反映しているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 児童設備運営基準第11条第3項 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1-1(3)イ 児福施設食事計画通知3(1)	嗜好や残食状況の把握、献立への反映について、不十分な点があるので、改めること。	A
(5) 検食の実施	検食を適切に行っているか。 ☐ 事前検食の実施 ☐ 献立への反映	児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1-1-(3)イ 社福施設等食品の安全確保通知②	検食の実施・記録に不適切な点があるので、改善すること。	B
			検食の実施・記録に不十分な点があるので、改めること。	A
(6) 食物アレルギー等対応	食物アレルギー等医療的な判断が必要な児については、医師の診断・指示に基づいて対応しているか。 ☐ アレルギー生活管理指導表等	保育所アレルギー対応ガイドライン 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②, 2(2)ア(ウ)②, 第3章1(3)ウ・2(2)ウ 教育・保育要領第3章 第1 3(3)第2 6 児福施設食事提供通知1(6) アレルギー対応の手引き	医師の指導に基づいた対応に不適切な点があるので、改善すること。	B
			医師の指導に基づいた対応に不十分な点があるので、改めること。	A
4 適時の食事				
食事時間	食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。	児福行政指導監査実施通知別紙1-2(1)第1-1(3)エ	食事時間に不適切な点があるので、改めること。	A
5 食育の推進				
(1) 食育の計画	食育の計画を作成し、教育・保育計画に位置付け、その評価・改善に努めているか。 ☐ 食育計画の作成 ☐ 食育計画の位置づけ(教育・保育の計画に位置づけられているか) ☐ 食育の計画の評価・改善	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 児童設備運営基準第11条第5項 保育所保育指針第3章2 教育・保育要領第3章第2 第4次食育計画通知(保育所) 保育所食育取組推進通知 児福施設食事提供通知1(4) 児福施設食事計画通知3(3) 保育所食事提供ガイドライン第3章1	健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていないので、改善すること。	B
			健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向けての取り組みが不十分であるので、改めること。	A
(2) 保護者への食育	保護者に対し、食に関する支援や情報提供を行っているか。 ☐ 献立の周知 ☐ 食事の展示	健康増進法施行規則第9条第3項 特定教育・保育施設等運営基準第28条1 児福施設食事提供通知1(4) 第4次食育計画通知(保育所)2 保育所食事提供ガイドライン第3章1	食に関する支援や情報提供について不十分な点があるので、改めること。	A
6 食事内容の検討(給食会議の開催)				
食事提供に関する会議	食事内容に関する検討を行っているか。	児福施設食事計画通知3(2)	食事内容の検討について、不適切な点があるので、改善すること。	B
			食事内容の検討について、不十分な点があるので、改めること。	A

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
Ⅱ 非常時（食中毒・感染症、災害）の対応				
非常時の対応	非常時において、食事提供を継続的に実施するための計画（対応マニュアル）を作成し、適切に備えているか。 ☐ 食料備蓄の確保 ☐ 職員への周知 ☐ 業務継続計画（非常時の食事提供対応マニュアル含む）	児童設備運営基準第9条の3 児福施設食事提供通知1(7) 社福施設被災状況把握通知3(1) 神戸市地域防災計画共通編7-2（6） 児福施設業務継続ガイドライン	非常時の食事提供について、その対応方法に不適切な点があるので、改善すること。	B
			非常時の食事提供について、その対応方法に不十分な点があるので、改めること。	A
Ⅲ 衛生管理				
(1) 衛生管理体制	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行っているか。 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引き書(※)等を活用している（※関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引き書） ☐ 衛生管理及び食中毒防止に関する研修、知識・技術の周知	児童設備運営基準第10条2 児福施設食事提供通知 1（5） 中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 食品衛生法等集団給食取扱通知 大量調理マニュアル	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
(2) 調理及び配膳に伴う衛生管理	調理室（居室エリアのキッチンを除く）の衛生管理は適切か。 ☐ 非汚染作業区域と汚染作業区域の区分け ☐ 調理器具、容器等の用途別・食品別の使用、洗浄・消毒・乾燥、保管状況 ☐ 食品、容器の取り扱い（床面60センチ以上）、跳ね水汚染 ☐ 手洗い設備、履物、トイレ、衛生害虫の発生 ☐ 冷蔵・冷凍庫内、不必要な物品の保管 ☐ 部外者の立ち入り ☐ 調理従事者の調理作業の状況（盛付、配膳時）	児童設備運営基準第10条第1項 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1-1(3)カ 中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアルⅡ-3(1)～(8)	調理室の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			調理室の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
(3) 温度管理	原材料及び調理済食品の温度管理は適切に実施しているか。 ☐ 冷蔵冷凍庫の庫内温度 ☐ 調理終了後の温度管理	児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(2)-第2[共通事項](3) 中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアルⅡ-4(1)～(4)	原材料及び調理済食品の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			原材料及び調理済食品の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
(4) 運搬・配送時の管理	施設外調理において、運搬手段等に衛生上適切な措置が確保されているか。 ☐ 食事提供まで30分以上要する場合の温度管理 ☐ 配送時の保冷・保温設備、温度管理、配送時刻等の記録	中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアルⅡ-4(3)③④、Ⅲ1(1)	施設外調理の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			施設外調理の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
(5) 衛生管理記録	衛生管理上必要な記録を適切に行っているか。 ☐ 検収の記録 ☐ 加熱調理食品中心温度測定 ☐ 調理室内巡回点検・害虫駆除 等	中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアルⅡ-1(4)	衛生管理上必要な記録に不適切な点があるので、改善すること。	B
			衛生管理上必要な記録に不十分な点があるので、改めること。	A

保育所及び幼保連携型認定こども園 栄養・衛生 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(6) 検査用保存食	保存食として、原材料及び調理済食品（配膳後の状態）を－20℃以下で2週間以上保存しているか。 ※食品ごとに50g程度	社福施設保存食の保存期間等通知 1 児福行政指導監査実施通知別紙1-2(1)第1-1(3)オ 中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアルⅡ-5(3)	保存食について、不適切な点があるので、改善すること。	B
			保存食について、不十分な点があるので、改めること。	A
(7) 保育室・ランチルームの衛生管理	保育室（調乳室含む）、ランチルームの衛生管理は適切か。 ☐ 調理器具、容器、食器等の保管状況 ☐ 冷蔵・冷凍庫内、不必要な物品の保管 ☐ 手洗い設備、衛生害虫の発生 ☐ 調理従事者の調理作業（盛付、配膳時）	児童設備運営基準第10条の1 児福行政指導監査実施通知別紙1-2(1)-第1-1(3)カ	保育室（調乳室含む）、ランチルームの衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			保育室（調乳室含む）、ランチルームの衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
(8) 使用水の衛生管理	使用水の衛生管理を適切に行っているか。 ☐ 使用水の目視（色、濁り、におい、異物等） ☐ 受水槽、井戸水使用時の遊離残留塩素濃度測定（0.1mg/ℓ以上） ☐ 受水槽の定期清掃・定期検査の実施	神戸市受水槽管理指導要綱 社福施設飲用井戸・受水槽衛生確保通知 中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアルⅡ3(12)	使用水の管理方法に不適切な点があるので、改善すること。	B
			使用水の管理方法に不十分な点があるので、改めること。	A
(9) 施設内外・各種設備の衛生管理	常に施設内外を清潔に保ち、年1回以上大掃除を行っているか。	児童設備運営基準第10条第1項 児福施設等衛生管理通知(2)	施設内外の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			施設内外の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
(10) 加湿器等の衛生管理	加湿器等は、レジオネラ症防止対策として適切に衛生管理を行っているか。	社福施設等レジオネラ対策徹底通知(子ども)	レジオネラ症防止対策として、加湿器等の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	B
			レジオネラ症防止対策として、加湿器等の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
(11) タオルの共用	共用の手拭き（タオル）を使用していないか。	児福施設等衛生管理及び食中毒発生予防通知 3 保育所感染症ガイドライン2(1)イ)③ 感染症予防対策マニュアル	タオルを共用しているので、改めること。	A
(12) 調理従事者等の衛生管理	調理従事者等の衛生管理を適切に行っているか。 ☐ 作業開始前の衛生点検記録（下痢、嘔吐、発熱等） ☐ 定期的な検便検査の実施 ☐ 適切な手洗いの実施	児童設備運営基準第12条第4項 中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアルⅡ-5(4)② 児福施設食事計画通知3(4) 児福行政指導監査実施通知別紙1-2(1)第1-1(3)キ、別紙1-2(2)第2〔共通事項〕(6) 児福施設等衛生管理通知(5) 労働安全衛生規則 第47条 感染症予防対策マニュアル	調理従事者等の衛生管理について、不適切な点があるので、改善すること。	B
			調理従事者等の衛生管理について、不十分な点があるので、改めること。	A

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
Ⅳ 記録の整備				
(1) 食材料の購入 と帳票の管理	食事に関する記録は適切に整備・保存されているか。 ☐ 給食日誌 ☐ 子ども・職員の給食材料を区分 ☐ 受払台帳を作成【児童育成協会あっせんの給食用スキムミルクを購入している場合】	児福行政指導監査実施通知別紙1-2(2)第2-1(2) 児福行政指導監査実施通知別紙1-2(2)第2〔共通事項〕 (4)	食事に関する記録について、不適切な点があるので、改善すること。	B
			食事に関する記録について、不十分な点があるので、改めること。	A